

平成 19 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社夢真ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 佐藤 真吾
(コード番号 2362 大証ヘラクレス)
問 合 せ 先 執行役員経理部部长 青木 由行
(TEL 03-3580-5434)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

係争中の訴訟について和解による取下げがなされましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 事件の概要

事件名：債務存在確認請求事件

事件番号：東京地方裁判所 平成 18 年(ワ)第 21170 号

当事者 原告 東京都台東区東上野 6-2-3

KC 株式会社

代表取締役 大原 雅樹

被告 東京都文京区大塚 3-11-6 大塚三丁目ビル

株式会社夢真ホールディングス

代表取締役 佐藤 真吾

被告 東京都台東区東上野 6-2-1 信興上野ビル

勝村建設株式会社(注)

代表取締役 山田 一二

(注)勝村建設株式会社は、平成 19 年 3 月 31 日付で株式会社夢真コーポレーションと吸収合併したことにより、本件訴訟手続を受継しました。

2. 和解に至る経緯と和解の概要

平成 18 年 7 月 18 日付の当社プレスリリース「勝村建設株式会社の株式取得に関するお知らせ（重要な子会社の異動）」においてお知らせ致しました通り、当社は、勝村建設株式会社の株式（以下「本件株式」といいます）の前保有者である KC 株式会社との間で、本件株式の譲渡価格について見解の相違を生じ、これについては、訴訟や仲裁手続など公正な手続きによって確定をすることを合意しておりました。

かかる合意を受けて、KC 株式会社より、本件株式の譲渡価格を 71 億 100 万円とする内容の債務存在確認請求の訴えが提起されましたが、今般、本件株式の譲渡価格を合計で 65 億円とする内容の和解が成立し、上記訴訟の取下げがなされました。

今回の和解及び訴訟の取下げは、本件株式について公正なる手続きに基づき、適正な取得金額を確定することにより、当社企業価値の向上に寄与したものと考えております。なお、勝村建設株式会社に関しましては、平成 19 年 3 月 29 日付け当社プレスリリース「子会社株式の譲渡に関するお知らせ」でお知らせした通り、全株式を譲渡済みです。

3. 今後の見通し

上記和解金を、当社の平成 19 年 9 月期の個別財務諸表及び連結財務諸表において計上いたします。なお、当期の業績見通しに変更はありません。

以上